

令和 8 年度採用
佐川町病院事業会計年度任用職員募集要項

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき任用される職員です。

2 募集職種・勤務条件等

募集職種一覧をご覧ください。

3 共通事項

(1) 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります（任用期間については応相談）。

(2) 各種手当

ア 期末手当及び勤勉手当

任用期間が 6 か月以上かつ週当たりの平均勤務時間が 15 時間 30 分以上の職員に支給します。令和 8 年 4 月 1 日に新たに任用される会計年度任用職員の支給割合は次のとおりです。ただし、支給割合は勤務期間により異なります。また、今後の給与改定等で増減する場合があります。

令和 8 年 6 ・ 12 月における期末手当支給割合 : 1.2625 か月分

令和 8 年 6 ・ 12 月における勤勉手当支給割合 : 0.9375 か月分

イ 退職手当

(ア) フルタイム

常勤職員の勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が、引き続いて 6 か月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者に支給します。

(イ) パートタイム

支給はありません。

ウ 通勤手当

距離及び通勤回数に応じて支給します。

エ その他手当

時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当は実績に応じて支給します。

(3) 待遇・福利厚生

ア 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険の適用があります（各保険により、加入要件は異なります）。

イ 休暇等

週の勤務日数や任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます（最大 20 日）。また、夏季休暇、病気休暇及び忌引等の休暇もあります。

ウ 服務・人事評価

地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、懲戒処分及び人事評価制度等の対象となります。

エ その他

給与支給日は翌月の 21 日払いとなります。

災害発生時には、発災後の必要な業務を行うために、勤務条件に関わらず時間外勤務又は休日勤務を命ずる場合があります。

4 応募資格

募集職種一覧にある必要資格を有する者。

なお、地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人は応募できません。

5 応募手続

佐川町病院事業会計年度任用職員採用試験受験申込書に直筆で記入のうえ、持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合は封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず簡易書留又は特定記録郵便で送付してください。

なお、申込書は、当院ホームページからダウンロードしていただくか、病院事務局までお受け取りにお越しく下さい。

6 受付

持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります（土曜日、日曜日及び祝日は除きます）。

7 選考方法

書類審査及び面接試験により選考します。面接日時については、受付後に連絡します。

8 結果発表

試験後、速やかに受験者全員に文書で合否を通知します。

9 応募先・問い合わせ先

〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲 1687 番地

佐川町立高北国民健康保険病院 事務局総務係（採用担当）

電話 0889-22-1166（代表）

※提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。